

[論文]

高等職業教育の設置認可・認証評価のシステム —アメリカ・ドイツ・韓国の事例の意義—

寺田盛紀^{*1} 李明薫^{*2} Demes, Helmut^{*3} Popovich, Jack^{*4}

はじめに

2011年1月に発表された中央教育審議会・職業教育特別部会の答申(中教審2011)において、「高等教育における職業教育の充実」の一環として、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校と並ぶ、あるいはそれらのいくつかを包括する可能性もある「職業実践的な教育に特化した枠組み」が提案(第4章4)された。わが国の高等教育と職業教育システムの根本的な変更の可能性を秘めたこの構造は、その後「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」に引き継がれ、近々、当面2年制、年間1700時間以上の課程である「実践的で高度な職業教育を行う」「職業実践専門課程」(仮称)を専修学校の枠内で新設することでいったん決着している。しかしながら、諸外国においては、4年制を含めた2年制以上で、しかも独自の高等教育法制などに高等教育としての位置づけがなされた職業教育機関が設置されて久しく、これら職業教育及び高等教育の国際的動向との関連においても、わが国の高等職業教育の抜本的な再編や、その「職業実践専門課程」で得られる資格、あるいは学位の問題を考えると、このことが早晩、再度問題となるであろう。

他方、当面、新設されるこの課程の設置・認可、あるいは教育機関としての評価(外部評価、自己評価)が課題となる。すでに短期大学、高等専門学校はこのことを経験してきているが、職業教育機関にとっては、あらたな問題となる。高等職業教育機関の設置・認可、あるいは認証評価が実践的と同時に研究的な課題となる所以である。しかしながら、この種の先行調査研究は、職業教育研究の側からは皆無に近く、高等教育研究、とくに短期高等教育研究の分野で若干積み上げられてきたという状況にある(喜多村1990、大学評価・学位授与機構2010、みずほ総研株式会社2012)。

本稿では、日本のとりわけ専修学校の職業実践課程および将来議論になる可能性がある新たな高等職業教育機関の設置・認可の在り方を検討する上での基礎的作業として、上記の先行調査との重なりを含めて、それらにおいて不明であった事柄・側面にも焦点をあて、アメリカ、韓国、ドイツに絞って、制度現況を整理することを課題とする。

*1 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授

*2 韓国・忠南大学校師範大学副教授

*3 ドイツ・デュースブルグエッセン大学東アジア研究所事務局長・講師

*4 アメリカ・オハイオ州立コロンバス・コミュニティーカレッジ教員

1 アメリカ・コミュニティーカレッジの設置認可と認証評価

1-1 設置認可に関する先行調査からわかっていること

アメリカ高等職業教育、実体的にはコミュニティー・カレッジ(以下 CCL とする)の設置認可・認証評価に関する先行調査研究としては、みずほ情報総研の委託研究報告書(2012)がある。第V章において、ニューヨーク州の「行政による監督と行政」について概説されているが、CCL の認可・認証について不明である。また、その機関の教員資格についても「規程を確認できなかった」(p.204)と記されているが、ただし、ナッソー(Nassou)CCL の WEB サイトから職種(科目別)教員資格要件が列挙されている。それによると、修士号所持が基本であり、技能系の場合、準学士ないし職業資格と実務経験(3年等)の組み合わせが認められているという。

他方、やや以前の研究であるが、喜多村和之のカリフォルニア州の大学の設置認可に関する事例研究 (1990)がある。カリフォルニア州の設置認可にかかわる1977年の“Private Postsecondary Act”により私立大学の認可プロセスが紹介されている。それによると、同州の大学の設置認可は、つぎのようなプロセスを辿るといえる。まず、設置申請者から州教育長に授業要覧等の提出・申請がなされ、併行してアクレディテーション機関による認証を受け、学位授与プログラムの認可がなされる。アクレディテーションが不合格の場合、申請は最低基準の審査(プログラムの教育目的適合性、施設・設備、教員数、教員資格、州・地方の消防・建築・衛生規則との適合等、9項目の紹介)がなされ、学位授与プログラムが認可され、機関による運営が可能となる。しかし、残念ながら、CCL についての事情に焦点があてられていない。

1-2 オハイオ州の設置認可のプロセスと基準

そこで、筆者はアメリカの同僚研究者であるオハイオ州立大学准教授 Chris Zirkle 氏とコミュニティー・カレッジの教員である Jack Popovich 氏の協力を得て、オハイオ州の CCL の設置・認可、認証評価に関して、資料分析を行った。

同州の CCL の設置認可に関しては、教育法典(Ohio State, 2013)の Chapter 3354 Community Colleges (3353 は State University, 3375 は Technical College, 3358 は State Community College などを規定)に定めがある。教育法典、個々の CCL の設置・認可はわが国の国立大学の学部・専攻の設置と同様、(州)議会での議決・立法事項となる。設置・認可の中心となる「認可委員会による CCL の設置計画認証」のプロセスの概要は、以下の通りである。

3354.07 Community college plan- approval by board of regents.

- ①「CCL 学区の理事会メンバーの資格にもとづき、理事会は学区内の CCL の公式プランを準備する。」(ニーズ、入学者見込み、用地、建物、施設カレッジの運営、組織、初期2年間の運営予算等)
- ②パブリック・ヒヤリング(ニーズ、適切なロケーション、望ましい用地、教育施設)
- ③ Ohio Board of Regents での認可 (不可の場合、新プラン策定)
- ④州議会での議決・立法化

この間、CCL のプログラムの学術認証が行われる。設置・認可と認証評価が一体なのである。プログラム認可事務所がオハイオのコミュニティーカレッジの準学士と1年制の資格プログラムのレビューを行い、州高等教育システム評議会議長官の認可に関する公式勧告を作成する。基本は2つの申請

文書(Letter of Intent と Proposal for Undergraduate Degrees/Degree Programs)が必要であるが、もちろん後者が主たる文書である(Ohio Board of Regents, University System of OHIO, 2013) 項目のみ抄訳すると、以下の通りである。

要求事項

- 0 序：要求のサマリー
- 1 認証評価(地域認証評価の時期、結果、特記事項)
- 2 リーダーシップ・制度(ミッション・ステートメント、組織構造)
- 3 アカデミック・リーダーシッププログラム(プログラムの組織、管理、運営組織、プログラムのミッションとの関連・ニーズのマーケット分析、30 マイル内およびオハイオ州内の他の機関との連携)
- 4 学生サービス(アドミッション・ポリシー、学生生活サービス、学業サービス)
- 5 カリキュラム(開設コース、プログラムの内容・学期別配置、オンライン授業等、学外プログラム)
- 6 評価・評定
- 7 ファカルティー(教員の degree・専門資格・経験などの採用ポリシー等)
教員一覧表(氏名・職位・学位およびその取得年、教育経験・分野、ライセンス・資格等、担当科目、当該教員の担当期・キャンパス)
- 8 図書館資源・情報リテラシーの措置
- 9 予算・資産・施設

近年、CCL の設置・認可はすでに行き渡っている観があり、そのこと自体はほとんど議論のテーマとならず、当事者さえもがそのシステムに精通していない。オハイオ州で最大級の CCL、コロンバス州立 CCL の歴史(Columbus State Community College 2012, p.9)と同大学の WEB サイト(Columbus State Community College, 2013) から、設置・認可、認証評価の具体的経緯をみておこう。

同校の設置・認証は、1963 年の Columbus Area Technician School(ハイスクール後 2 年制課程)として開設に由来する。1965 年には、Columbus Board of Education により Columbus Technical Institute の認証を受け、1967 年 7 月 1 日には state college として設置認可(chartering)がなされている。認可後の最初の認証は 1973 年である。さらに、1987 年 7 月 1 日には Columbus Board of Education により、現在の Columbus State College として再設置認可がなされ、最新の認証も、The Higher Learning Commission (Member of North Central Association, Chicago)による 2012/13 年の評価を経て、2019/20 年までの 7 年間の効力で承認されている。

1-3 認証評価

上記のコロンバス州立 CCL の最新の認証評価に登場したアメリカの認証評価の機関、手順、項目等について "Institutional Accreditation: An Overview" (The Higher Learning Commission, 2010)から概略しておく。

The Higher Learning Commission は、より一般的部門の認証評価を行うアメリカの有力団体である。医療、ビジネス、工学等の専門プログラムは、各専門別団体が存在している。同委員会の認証評価の

具体的基準の最新版は

<http://www.ncahlc.org/Information-for-Institutions/criteria-for-accreditation.html> (2013/04/17)にある。

以下、見出し項目を紹介する。

第1基準 ミッション

機関(institution)のミッションはクリアであり、公的な基準につながったものである。それは機関の運営を導くものである。(コア要素4中項目・11小項目)

第2基準 規範

倫理と責任ある行為。機関は規範をもって行為し、その行為は倫理的であり、責任あるものである。(コア要素5中項目・6小項目)

第3基準 教育と学習：質、資源、学生支援

コア要素(5項目)

3A. 機関の学位プログラムは高等教育にふさわしいものである。

- 1 課程やプログラムは今日的であり、学位や資格授与にふさわしい学生の到達レベルを要求する。
- 2 制度は学部、大学院、ポストバカロレア、資格の各プログラムの学修目標につながり、差異化する。
- 3 略

3B. 機関は知的探求心の錬磨、その獲得、応用、幅広い学修とスキルの統合が教育プログラムに必須であることを示す。

- 1 略
- 2 機関は学部一般教育の要件の目的、内容、企図する学修アウトカムを明確にする。・・・
- 3～5. 略

3C. 機関は効果的で高度のプログラムと学生サービスに必要な教員と職員を持つ。

- 1 機関は課程内外の教員の役割を果たしうるだけの十分な教員と職員を持つ。
- 2～6. 略

3D. 機関は、学生の学修と効果的な教育の支援を提供する。(1～5)

3E. 機関は、十全な教育環境に資するクレームを処理する。

第4基準 教育と学習：評価と改善

4A. 機関は教育プログラムの質の責任を明示する。(1～6)

4B.～4C. 略

第5基準 資源、計画、機関の効率性

5A.～5D. 略

1-4 教員資格

全米の状況

わが国における高等職業教育機関の再編・制度化展望におけるより強い関心事項は、高等教育機関における、そして職業教育を担当する教員の資格、あるいはキャリア開発の問題である。

まず、全米の一般的状況を Bureau of Labor Statistic(2013)の志望者に対するインストラクション情報

“How to become a Postsecondary Teacher” からみると、「4年制大学で働く後期中等教育教師はほとんどは各分野の Dr. degree を求められる。・・・2年制のカレッジやキャリア・専門学校は Mr. degree を持った者を採用する。しかしながら、より任期のある募集分野もあるので、このような場合は各機関はより選別的になり、しばしば Ph.D. を持った応募者を選抜する。・・・料理とか美容などのようなキャリア・専門教育(筆者注：職業教育)科目を教える教員は、学士レベルの教育を求められることはない。その場合、学校はその教授分野の経験もしくは資格を有する者を求める」とある。

カリフォルニア州 Board of Governors for the California Community Colleges の基準

カリフォルニア州の CCL の経営者団体(Board of Governor)は、教員資格を自主的に定めている。それによると、以下のいくつかの条件が併記されている (Board of Regent, 2012, p.4)。

- ・ Degrees, credits は認証評価を受けた機関で取得したもの。
- ・ 職業ライセンスは一定分野で求められる。
- ・ 各学区は、政府委員会と Academic Senate(学術審議会)によって同意を得た基準と手順に従い、学術審議会のリストにある科目別資格と同等のものを有している者を採用する。

カリフォルニア州では、しばしばキャリア・専門科目の場合、修士学位をを求められない。最低資格は学士と2年間の経験、もしくは準学士と6年間の経験である(注：但し専門対応)。具体的な科目リスト p.5-55)から整理すると、修士学位が必要な科目は58科目(会計、歴史、ビジネス、コンピュータ科学、環境学、工学、教育学、地理等)、特殊学士もしくは準学士科目は1科目(生命工学)、そして、学士プラス2年の専門経験もしくは準学士プラス6年の専門経験の科目が143科目(農業工学、建築、自動車工学、商業美術、電子工学、図書館技術、ホテルサービス、リハビリ技術、ロボット技術、靴修理、輸送、旅行サービス、溶接等)となっている。

2 ドイツの専門大学の設置認可と認証評価

2-1 先行調査

ドイツの高等教育段階の職業教育機関としては、1つは大学型の国際標準教育分類でいう5A型の長期の機関として専門大学(Fachhochschule)があり、他方では元々はその専門大学の先駆者であった短期(5B)型の機関として専門学校(Fachschule)がある。後者は入学資格が職業教育の終了を前提にしているので、たしかに後期中等教育後段階として位置づけられるけれども、当該領域の1ないし2年の実務経験を有している者がキャリアアップのために、つまりはよく知られたマイスターや監督職につくために学ぶ学校であり、養成機関ではない。ここでは、専門大学の設置・認可のみ触れることにする。

この件に関する先行調査としては、佐々木英一の文部科学省生涯学習政策局の委託研究(みずほ総研2012, 第三章)と吉川裕美子(大学評価・学位授与機構2010)のレポートがある。前者ではおもに中等職業教育や専門大学の概要が示され、「専門大学の研究と教員」の節で高等教育大綱法(Hochschulrahmengesetz, 以下 HRG)とバイエルン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州の高等教育法における教員資格規定に論及されている。他方、吉川は設置・認可そのものにより深く立ち入り、後述の私立大学(専門大学を含む)の規程を紹介している。そこで、今少し、専門大学そのものの設置・認可、認証評価に立ち入ることにする。

2-2 国による設置・認可基準

HRG第70条(機関の認可)

1990年代末以降の欧州レベルでの高等教育質保証やバッチェラー・マスター制度課程の導入を背景(木戸, 2005)に、とくに2004年以降、連邦主義(Föderalismus)、つまり州の権限強化の要求が強まり、2007年には連邦政府はHRGの廃止を決定し、現在そのプロセスが進行している(吉川, 2003)。とはいえ、後述のように、大綱法の規定は各州の高等教育法のモデルになっており、その影響力は大きい。HRGにおける大学等高等教育機関の設置認可規定はその第70条にある。但し、非州立大学の認可規定しか存在しない。アメリカのコミュニティーカレッジの設置・認可と同様、1970年代初頭以降各州で設立された州立専門大学を含め、州立大学はHRG法制の主たる前提であったし、もはや設置・認可の対象ではなく、むしろ私立大学こそが規制の対象ということになるからであろう(Hochschulrahmengesetz, 2007)。

「(1) 州法上の国(州)立大学でない教育機関は、州法上の詳細な規程に従い、以下の点が保証されるなら、国認可の大学としての地位を有することができる。

- 1 学修課程が第7条に言う目標に適合していること。
- 2 幾つかの副専門課程が当該機関単独でもしくは他の教育機関との連携で存在しているか、修了モデルとして予定されていること。・・・
- 3 入学志願者が対応する州立大学に編入学する条件を満たすこと。
- 4 専任教員が州立大学の当該活動に求められる任用条件を満たしていること。
- 5 大学の成員の学修課程編成への参加。・・・」

NRWの高等教育法

他方、ノルトライン・ヴェストファーレン州の高等教育法(Hochschulgesetz NRW, 2007)では、つぎのように規定されている。

第1条(適用範囲)

「(1)本法はノルトライン・ヴェストファーレン州の大学に対して、第9章の(認可)基準に従い、州認可の大学(注:州立大学)と非州立大学の事業体に適用される。」(コメント:第9章は州立と非州立双方に適用される。)

第72条(認可と認可の無効)

まず(1)で非州立機関の(しかし、ほとんど事後設置されることがない州立と同等の基準)。

「(1) 州の担当部局に属さない教育機関は以下の点が保証されるなら総合大学もしくは専門大学として国によって認可される。」(高等教育大綱法第70条にほぼ同じ)

1~9 (略)

「(2) 所管省による国の認可は、書面による申請を必要とする。認可は一定期限内に告示され、第1項の諸条件を満たすなら冊子にして公表される。

認可通知には、認可の対象となる大学の段階を含めた学修課程、大学の名称が確定される。

もし、大学がその後の学修課程の認証の合格を所管省に示すなら、当該認可は第1項の諸条件を満たしていればその後の学修課程にも及ぶものとする。・・・

(3) 大学が省によって一定期間内に合の採択を受けない場合、もしくは学修の事業が1年

間休業状態である場合、当該認可は無効となる。・・・」

私立大学・専門大学の設置認可

NRW 州の上記設置認可規定は、私立大学向けに適用される設置認可基準の解説書で詳細が提示されている(Ministerium für Innovation, Wissenschaft, Forschung und Technologie des NRW, 2008)。

I. 認可の3段階

第1段階：構想化段階

法的最低基準の適格審査（予備審査）

- ・計画の妥当性 ・学校種・構想・理念 ・プロフィール ・管理・組織構造 ・教育課程（専門重点を含む基本課程；通常課程、遠隔課程、職業人課程、デュアル課程か） ・研究
- ・開発の見通し ・地域連携・編入 ・大学人員の量と質（教授、学術助手、管理職員）
- ・財務諸表 ・質保証の措置

第2段階：学修課程の認証評価（3段階）

- 1) 設置学修課程が州立大学の課程との同等性の審査
- 2) 人員数の説明陳述
- 3) 要件充足の説明

学修課程の認証評価は、認証評価協議会(注：1998年設置)に委託される第三者機関への申請から始まる。

第3段階：申請段階

私立施設による所管省への大学認可の申請によって、申請段階が始まる(第72条、第2項)。

- 1) 第72条第1項の法的最低基準を満たしているかどうかの判定
- 2) 申請される教育課程の認証評価の有効期間は原則5年である。バッチェラー課程は3年、修士課程は2年を下回ってははならない。
(*注：2回目以降は7年間)
- 3) (支払い手続きと規定)
- 4) 申請は入学許可の4ヶ月前までには終わられ、適時処理されねばならない。

II. 認証項目の詳細

(別途・申請フォーマット有り)

つぎに、もう1例、バーデン・ヴュルテンベルグ州の大学の認可基準を見てみよう。それは、やはり、州高等教育法第70条(国の認可)に対応した解説書 (Baden-Württemberg Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst, 2009) に詳しい。以下、抄訳しておく。

「第2条第1項を認める教育機関は設置者の申請に基づき州政府の決定によって、第1条第2項1ないし4に言う大学として国の認可がなされる。・・・」

「(1) 非州立教育機関の認可

1. 当該機関の教育ミッション
2. 第29条に沿った学修課程
3. 副専門・専門進化課程の存在

4. 州立大学に応じた入学条件
 5. 州立大学で求められる専任教員の採用
 6. 専任教員の経済的・法的地位
 7. 大学の各正成員の学修課程編成への参加
 8. 設置者の大学経営に足る資金
- (2) 教会機関の場合
- (3) . . .」

2-3 教員の任用資格

教員の資格、つまり任用にあたってのいわばスタート地点の資格基準の雛形は、やはり 2007 の連邦高等教育大綱法(Rahmengesetz, 2007) の第 44 条にある。以下のように規定されている。

「教授(女男)の任用条件は一般的服務条件とならび、原則として、

1. 大学学修課程の修了
2. 教育的適正
3. 通常、博士学位のレベル(質)が証明される学術研究の特に優れた能力もしくは芸術創作のとくに優れた能力
4. それらに加えて当該ポストの要件により、
 - a) 付加的な学術的業績
 - b) 付加的な芸術的業績
 - c) 多年の職業実践における学術的認識と方法の応用もしくは開発によるとくに優れた業績」

他方、各州の規定においても、つぎの NRW 州の規程(Hochschulgesetz NRW,2007 にみられるように、ほぼ連邦大綱法に準じている。

2006 年 NRW 高等教育法第 36 条(大学教員の任用)：職階別の資格規定

- 「4. 総合大学の教授男女については、それらに加えて、もつばら、総合的に採用過程の中で評価される付加的な学術的業績、ジュニアプロフェッサーの場合は Habilitation もしくは大学における学術助手(Mitarbeiterin/er)としての活動実績 . . .
5. 専門大学の教授(女・男)の場合は、5 年間の職業実践活動、うち 3 年以上は大学外での当該専門に対応する 1 領域で従事した学術的認識と方法の応用と開発の実績第 4 項にあたる付加的学術的実績にあたる。」

2-4 認証評価

つぎに、わが国では一般に、認可後の課題と思われている認証評価についても見ておきたい。NRW 高等教育法第 72 条第 2 項にあるように、設置認可後のおもに課程の質評価、課程増設の際の認可条件となっていることがわかる。

1998 年以降、連邦レベルで Akkreditierungsrat(認証評議会)が設置され、バチェラー、マスターの課

程の認証をいくつかの代理機関に委託している。Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen(AQAS)、Akkreditierungsagentur für Studiengänge der Ingenieurwissenschaften, der Informatik, der Naturwissenschaften und der Mathematik e.V. (ASIN) など分野別に 10 の代理機関が存在している。認証項目は、以下の通りである (Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen, 2012.)。

AQAS の認証評価申請書解説に見られる学修基準項目

1. 課程のプロフィールと目標
 - ・目標(6 項目)
 - ・国政通用性(3 項目) ・特別のプロフィールを持った課程(1 項目) ・連携課程(4 項目) ・入学条件(6 項目) ・男女および機会均等(2 項目)
2. 教育の質とカリキュラム
 - ・内容と水準(7 項目) ・モジュールの記述(1 項目) ・移動・編入の可能性(1 項目)
3. 職業分野への方向付け
 - ・資格水準の高い就業活動の能力(2 項目)
4. 課程の学習しやすさ
 - ・学習組織(3 項目) ・連携課程の場合(1 項目) ・情報・相談・指導(3 項目) ・モジュール化とクレジットの授与 (5 項目) ・試験・試験の組織(6 項目) ・統計データの有無(3 項目)
5. 人員・物的資源(8 項目)
 - ・人的資源・リスト(等級職階、分野、氏名、課程での担当領域、赴任年月日、認証授業される職階、兼職)
6. 質保証(6 項目)

3 韓国の専門大学の設置認可と認証評価

3-1 先行調査

韓国の高等職業教育機関である専門大学、これは国際的には 5A 型の、英語表記は college、しかし漢字表記では専門大学の設置・認可に関しては、有田の文部科学省委託調査報告(みずほ情報総研株式会社, 2012)において、その設置認可法制、教員資格等がよく整理され、紹介されている。

3-2 専門大学の目的

まず、同国の専門大学は、2007 年改正の「高等教育法」第 47 条に定義されている。

(1) 目的：「専門大学は社会 各分野に関する専門的な知識と理論を教授、研究し、学生の才能を研磨して国家社会の発展に必要な専門職業人を養成することを目的とする」(教育法典編纂会, 2013)。

(2) 専門大学の役割:

「専門大学の役割は大別して次のような 4 つである。高等職業教育機関としての役割、再教育担当 機関としての役割、平生教育機関としての役割、連携教育機関としての役割」と整理されている(羅承一他, 2001)。

3-3 専門大学の設置認可

1996年までは専門大学の設置は4年制大学とは別の法により認可されていた。しかし、1979年7月に「専門大学設置基準令」を制定して専門大学の設立・運営を一般大学体制から独自の体制に転換した。

「専門大学設置基準令」とは専門大学の設置・運営に必要な教員、施設、設備等に関する基準を決め、政府が予定した規模の学校設立要件を備えた健全な専門大学を育成しとした法令である。その後、1996年7月に「専門大学設置基準令」が廃止され、4年制大学と同じく適用される「大学設立運営規程」が制定された。この背景には、1995年5月に発表された「5.31教育改革」による大学設置の準則主義(大綱化)と定員の自由化がある。これにより1996年から学校法人が大学を設立する場合、ある程度の設立基準を充足すれば学校を自由に設立できるようになった(羅承一他, 2001)。大学設置準則主義(大綱化)は「大学設立運営規定」により校地、校舎、教員、収益用基本財産等、最少の設立要件を備えれば大学設立を認可する制度である。

(1) 設置関連法制

専門大学の設置許可の根拠になっているのは「高等教育法」第4条と「高等教育法施行令」第2条に表されている。この法は4年制大学にも適用される。

高等教育法第4条(学校の設置等)

- ① 学校を設立しようとする者は 施設・設備等、大統領令で決める設立基準を備えること。
- ② 国の機関以外の者が学校を設立する場合、教育部長官の認可をうけること。
- ③ 公立学校や私立学校の設立者・経営者が学校を廃止したり大統領令で決める重要事項を変更する場合、教育部長官の許可を受ける。

高等教育法施行令第2条(学校の設置等)

- ① 「高等教育法」第4条第1項の規定により学校を設立しようとする者が備えるべき施設・設備等、学校の設立基準に関する事項は別に大統領令で定める。
- ② 「高等教育法」第4条第2項により学校の設立認可を受けようとする者は、次の各事項に関する書類を備え教育部長官に申請する。
 1. 目的 2. 名称 3. 位置 4. 学則 5. 学校憲章 6. 向こう4年間の財政運営計画書 7. 実験・実習設備等の内部施設 8. 校舎の平面図 9. 開校予定日 10. 附設学校をおく場合、その計画書 11. 私立学校の場合学校法人の定款と貸借対照表に関する書類
- ③ 第2項により申請を受けた教育部長官は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通して次の各号の事項を確認する。
 1. 校地・実習地の地籍図
 2. 私立学校の場合は学校法人の登記事項証明書

高等教育法 第4条第3項により学校の廃止認可を受けようとする者は次の各号の事項が記載された書類を備え教育部長官に申請する。

1. 廃止事由 2. 廃止年月日 3. 学生と学籍簿の処理方法 4. 私立学校を廃止する場合は学校財産の処理方法

高等教育法 第4条第3項で「大統領令で決める重要事項」とは学校の設立・経営者と第2項第1

号から第3号までと第10号の事項を意味する。

高等教育法 第4条第3項の規定により変更認可を受けようとする者は次の各号の事項が記載された書類を備え教育部長官に申請する。

1. 変更事由
2. 変更内容
3. 変更年月日

大学設置・運営規程

高等教育法第2条及び施行令第2条にいう具体的設置基準は、大学設置・運営規程(大統領令)に定められている。それは、概ね、長官への申請—設置審査(大学設置審査委員会—認可—認証評価というプロセスを経る。

第2条(設立認可基準等)

- ① 大学を設立しようとする者は次の各号の基準を備え、教育部長官に大学設立の認可(国立大学の場合開校措置を意味する。以下同様)を申請する。
 1. 第4条による校舎と第5条による校地を確保すること。
 2. 第6条による教員(「高等教育法」第14条第2項による教員を意味する。以下同様)の2分の1以上を確保すること。この場合残りの教員は学生定員によって年次進行で確保し、編制完成年度前まで全て備えること。
 3. 第7条による収益基本財産を確保すること(国または地方自治体が大学を設立する場合は除外する)。
- ② 教育部長官は大学設立を認可しようとする場合には第1項各号の基準と「高等教育法施行令」第2条第2項各号の事項と教育課程等 教育部令で決める事項について第3条の規定による大学設置審査委員会の審議を受ける。
- ③ 設立主体は第1項の規定により大学設立の認可を申請する前に教育部令で決めた大学設立計画書を教育部長官に提出する。
- ④ 第1項と第2項の規定は大学の分校を設立する場合はこれを準用する。但し、国外に大学の分校を設立する場合には分校を設立しようとする国家の法令等を考慮して、教育部長官が第1項と第2項の基準を調整して告示する基準を従う。
- ⑤ 削除
- ⑥ 第4条による校舎と第5条による校地は設立主体の所有であること。但し、次の各号の内一つに当たる場合はそうでなくてもよい。
 1. 特別法により設立した政府出資研究機関(以下「研究機関」とする)の内、その特別法により「高等教育法」第30条による大学院大学(以下「大学院大学」とする)を設立できる研究機関が国家・地方自治団体、または他の研究機関が所有する建築物、または土地を使用する場合。
 2. 設立主体が次の各目の土地を他人と共同に所有する大学院大学を設立したり大学に大学院を置く場合。
 - イ。「宅地開発促進法 施行令」第2条第1号による施設の内、教育または研究用施設に使用されてる土地。
 - ロ。「宅地開発促進法 施行令」第2条第3号の各目の施設に使用される土地。
 - ハ。「産業立地と開発に関する法律」第2条第8号の産業団地。

3. 設立主体が第2号各目の土地に所在する建物を賃貸して研究施設を置く場合。
 4. 「産業教育振興と産学?協力促進に関する法律 施行令」第8条の契約学課等を国家、地方自治団体、産業体、事業者団体と職能団体が提供する施設で運営する場合。
- ⑦ 第5条による校地には設立主体 外の者が所有する建築物を置けない。但し、「建築法」第2条第2項の文化と集会施設、販売買施設、教育研究施設、老幼者施設、修練施設、運動施設、業務施設、または「駐車場法」第2条第1号の附設駐車場等教育と公共の目的に会う施設として次の各号の一つに当たる建築物はそうでない。
1. 設立主体に所有権が移転する建築物
 2. 国家・地方自治団体・研究機関と産業体等(以下「産業体等」とする)が校地の中に建築しようとする施設として設立主体がその必要性を認定する建築物。
- ⑧ 大学を設立・運営する者、または大学の長は産学協力による教育と研究等を促進するために必要な場合として次の各号のどの一つに当たる場合には産業体等が「産業教育振興と産学・協力促進に関する法律 施行令」第33条による事業種目の用途に限り大学の施設を利用することができる。この場合産業体等が利用できる校舎の面積は第4条第3項により算出された校舎面積の10%を超過できない。
1. 産業体等の資材と人定資源を大学の教育・研究、または学生たちの実習に共同に活用するようにする約定がある場合。
 2. 産業体等が大学に機資材、または寄附金を寄附するという約定がある場合。
- ⑨ この令の規定により校舎と教員を算定する時に基準となる大学の学生定員を系列別に分類する場合、その系列別区分は別表1と同じである。

3-4 設置認可後の専門大学の認証評価

(1) 韓国の認証評価の概要

今後の設置認可と認証評価の前後関係のありかたはなお不明であるが、施策の歴史的経緯から、まず、設置認可、そして評価は事後となっている。認証評価とは大学に対する評価を通じて公的な認定を与える制度である。大学評価・認証制度はアメリカの accreditation を韓国語に訳したもので、大学教育の質を保障するために社会的・公的な認定を与えるものである。

韓国では1982年から韓国大学教育協議会で大学評価を行っていて、大学教育協議会の中に独立機構として附設された大学評価認定委員会が担当している(ソウル大学教育研究所、1995)。専門大学の場合、政府 認定機関の韓国専門大学教育協議会附設高等職業教育評価認証院で行われている。その機関評価認証制(韓国では大学の認証評価を機関評価認証と呼ぶ)の目的は、職業教育の質を保障して、職業教育の需要者である学生とその父母に専門大学の情報を提供することである。認証を得た大学は向こう5年間の運営が担保される。

2011年の場合、146校の専門大学の内35校が申請して、28校が認証を受けた。教育部は2013年までに全ての専門大学に対して認証審査の機会を与え認証審査を終え、2014年から教育力量強化事業等、政府の行・財政支援により、認証審査の結果を反映させる計画である。2014年以降、認証されなかった大学は政府の行・財政支援の対象から外される予定である(韓国大学新聞, 2012.10.11)。

[別表 1] 系列別区分(第 2 条第 9 項関連)

大系列	含まれる小系列
人文・社会系列	語学・文学・社会と神学等
自然科学系列	理学・海洋・農学・水産・看護・保健・薬学と漢薬学等
工学系列	工学等
芸・体能系列	音楽・美術・体育と舞踊等
医学系列	医学・歯医学・漢医学と獣医学等

備考：医学課・歯医学課・漢医学課と獣医学課等は 自然科学系列に含む

(2) 認証評価の問題点

まず、認証評価の公正性が問題になっている。機関認証評価委員 89 名の内、80 名以上が専門大学教員である。この場合もちろん自分の大学を認証評価はしないが、専門大学教員として厳しく評価するには限界もある。また、機関認証評価の評価基準が明確でないことも問題になっている(韓国大学新聞, 2012.10.11)。

(3) 認証評価の基準

認証評価の基準は次の表のようである(高等教育職業教育評価認証院、2013)。

基準	細部基準
基準 1 大学の使命と発展計画	1.1 使命と教育目標
	1.2 特性化と発展計画
基準 2 教育	2.1 教育課程
	2.2 教授学習
	2.3 学事管理
	2.4 教育成果
	2.5 平生教育
基準 3 産学協力	3.1 産学協力 教育活動
	3.2 就業支援 活動
	3.3 現場実習
基準 4 学生	4.1 学生支援 活動
	4.2 学生活動 支援
	4.3 学生福祉 支援
基準 5 教員	5.1 教員の選抜と評価
	5.2 教員能力開発と福祉
	5.3 教員の教育と研究
基準 6 図書館と情報資源	6.1 図書館と情報資源 支援体制
	6.2 図書館と情報資源サービス改善
基準 7 経営と財政	7.1 リーダシップと行政管理

	7.2 職員
	7.3 財政計画
	7.4 財政運営の合理性と透明性
基準 8 教育施設と資源	8.1 物的資源計画
	8.2 教育と福祉施設
	8.3 実験実習機資材と材料
基準 9 大学の責務と教育改善	9.1 大学の責務
	9.2 教育改善

参考文献: 高等教育職業教育評価認証院(2013)

(4) 認証評価の法的基盤

認証評価の法令上の根拠は、以下のとおりである(高等教育職業教育評価認証院、2013)。

- ・教育関係機関の情報公開に関する特例法(法律 第 8492 号)
- ・高等教育法 第 11 条 2 項
- ・教育関係機関の情報公開に関する特例法施行令(大統領令 第 21119 号)
- ・高等教育機関の認証評価等に関する規定 第 2 条 2 項(大統領令 第 21163 号)
- ・高等教育機関の自己評価に関する規則(教育部令 第 21 号)

高等教育評価認定機関指定基準告示(教育部告示 第 2009-26 号)

3-5 専門大学の教員資格

韓国の専門大学教員の任用資格はポイント制となっており、その際に実務経験も考慮される。義務規程はないので、学術型教員と対等ではないが、とくに、工業系の場合、企業経験者が優先採用される傾向がある。

(1) 関係規程

教員資格に関しては、「高等教育法」第 16 条(教員・助教の資格基準等)で「教員や助教になれる人の資格基準と資格認定に関する事項は大統領令で決める」とされている。

具体的には、以下の大統領令によっている。

「大学教員資格基準に関する規程」

第 1 条(目的) この令は「高等教育法」第 16 条により教授・副教授・助教授・助教の資格基準と資格認定に関する事項を規定することを目的とする。

第 2 条(教員と助教の資格) 教授・副教授・助教授(以下「教員」とする)、または助教になれる人は次の各号のどの一つに当たる人にする。

別表の資格基準に当たる人

「教育公務員法」第 5 条による大学人事委員会、または「私立学校法」第 53 条の 3 による教員人事委員会(以下「各委員会」とする)の認定を受けた人(教員の場合に限る)

第 3 条 (研究実績及び教育経歴の範囲)

①別表に規定された研究実績は、次の各号の 1 に該当する実績または経歴とする。この場合、その実績及び経歴は、大学・専門大学またはこれと同等程度の学校を卒業した後の実績ま

たは経歴とするが、第 11 条第 3 号に該当するもの場合にはそうではない。(改正 1998. 2. 24、2000. 7. 10)

1. 教授が担当する学科目と関連して、大学その他研究機関において研究した実績。
2. 産業界において教授が担当する学科目に関連する職務に勤務した経歴。

②別表に規定された教育経歴は、大学・専門大学またはこれと同等程度の学校の教育経歴とする。(改正 1978. 12. 30, 1998. 2. 24)

第 4 条 (研究実績の換算率)

①別表に規定された研究実績は、次の各号の換算率によって計算する。(改正 1978.12.30, 1983.3.18, 1991.2.1, 1995.3.25, 1997.6.17, 1998.2.24, 2000.7.10, 2001.1.29, 2002.1.14, 2007.7.3, 2008.2.29 第 20740 号 (教育科学技術部とその所属機関の職制))

1. 大学・専門大学またはこれと同等程度の学校の長(以下、「学校長」という)が認定する学術研究(実験・実習を含む。以下同様)を大学・専門大学またはこれと同等程度の学校において行った研究実績 100 %。
2. 国または公共団体が設置した研究機関や教育科学技術部長官 (=文部大臣)が認定する研究機関または施設において専任として研究に携わった実績は 100 %
3. 国または公共団体の機関や教育科学技術部長官が定める基準に適合した機関または施設において研究を主とし、または専門学識を必要とする職務に携わった実績は 30 % ~ 70 % まで。ただし、その職務が純粋研究業務と同一視される場合には 100 % までを認めることができる。
4. 教育科学技術部長官が定める基準に適合した産業界において専攻学科及びそれに関連する学科の学問分野に該当する職務に携わった経歴は 70 % ~ 100 % まで。

②第 1 項第 3 号及び第 4 号の換算率の算出基準は学校長が定める (改正 1991.2.1, 2000.7.10, 2007.7.3)

[別表] 教員と助教の資格基準 (単位: 年)

学力 研究・教育 職名 / 経歴年数	大学卒業生・同等資格者			専門大学卒業生・同等資格者		
	研究実績 年数	教育経歴 年数	計	研究実績 年数	教育経歴 年数	計
教授	4	6	10	5	8	13
副教授	3	4	7	4	6	10
助教授	2	2	4	3	4	7
助教	勤務しようとする学校と同等以上の学校を卒業した学歴がある人					

備考：研究実績年数と教育経歴年数の内、どの一つが基準に未達成でも、研究実績年数と教育経歴年数の合計が、基準を充足すれば資格基準を満たしたものとする。

(2) 専門大学 教員の任用

通常、専門大学の教員も上記資格基準によるので、助教欄に規定されるように、教員カテゴリに入らない助教の場合で、「勤務しようとする学校と同等以上」つまり、最低専門大学以上、副教授、

教授の場合には一般的には4年制大学と同じく博士学位が必要である。また、論文等の研究実績が必要である。しかし芸術系や体育系のような分野は碩士(修士)学位でも可能であり、細部は各大学で決めている。近年、専門大学と企業との産学協力が重要となり、工業系の場合、産業界での就労経験がある人を優遇する専門大学も増えている。

5 まとめ：設置認可・認証評価の動向からみた若干の評注

以上、3か国の範囲での動向ではあるが、以下の点が読み取れる。

1. いずれの国も中央政府、地方政府の違いはあっても、国(state, Staat)としての設置認可の手続きが存在している。
2. 手順としては、詳細の度合いは様々であるが、法律に示された基準、項目に従い、申請書作成→(国によりプログラムの認証評価)→審議機関による設置審査→議会での議決(機関名の明示・追加を含む法改正・立法化)→認証評価、というサイクルになる。
3. 2のように、1990年代以降認証評価と組み合わせ、プログラムの国際的、学位水準をチェックする傾向がある。韓国などでは「設置基準の大綱化」の結果、教育の質の担保がおろそかになったとの指摘もあり、質評価による改善は強まる傾向にある。
4. いずれの国も、Certificate がバッチェラー(学士)の中で表現されたり、あるいは両方取得できる仕組みになっている。
5. 国立もしくは州立の専門大学・CCLの増設は歴史的役割を終え、私立の専門大学やCCLの増設が前提になっている。
6. 設置基準項目としては、学区・地域内でのニーズ、設置妥当性、施設・設備、教員充足・教員資格、運用資産・土地、運営組織の妥当性などがおもにチェックされ、認証評価ではプログラムの内容の妥当性・水準がチェックされる。
7. 教員資格では、最低条件が当該機関の卒業以上(とくに専門実技系科目)であり、学士プログラムの場合(ドイツ、韓国)では、修士以上、できれば博士が求められる。アメリカのCCLでさえ、博士が多い。
8. 教員資格の実務経験は、ドイツにおいてはもっとも厳密であり、当該専門バニーアドネオ経験が3年以上、米国では職業専門プログラムで、韓国では工業系などの分野を中心に実務経験が重視される。

追記：本稿は、共著者名を記したように、私の求めで韓国、ドイツ、アメリカの研究者の協力による資料調査、協議の産物である。アメリカ、ドイツに関してはポボビッチ氏、デーメス氏との意見交換ののち、寺田が関係書類・文献を抄訳・整理し、韓国の部分に関しては、李副教授に全面的に執筆を依頼した。しかし、後者を含め、原稿執筆はすべて寺田の責任による。

参考文献・資料

<日本語文献> (50音順)

喜多村和之(1990) アメリカにおける大学設置認可と大学評価 飯島宗一他 大学設置・評価の研究 東信堂。

木戸裕(2005) ヨーロッパの高等教育改革—ボローニヤ・プロセスを中心にして— レファレンス
2005.11, 74-98.

大学評価・学位授与機構(2010) 学位と大学—イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較
研究報告 研究報告第1号 No.1.

中央教育審議会(2011) 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申).

みずほ情報総研株式会社(2012) 文部科学省委託 諸外国における後期中等教育後の教育機関にお
ける職業教育の現状に関する調査研究 韓国、フィンランド、ドイツ、フランス、アメリカに関し
て濃淡があるが、設置・認可について報告・記述がある.

吉川裕美子(2003) ヨーロッパ統合と高等教育政策—エラスムス・プログラムからボローニヤ・プロ
セスへ— 学位研究 (大学評価・学位授与機構) 71-90.

<英語資料>(アルファベット順)

Board of Governors for the California Community Colleges (2013) Minimum Qualification for Faculty and
Administration in California Community Colleges. [http://www.mycaliforniadegree.com/california-degree-guide/
teaching-requirements.html](http://www.mycaliforniadegree.com/california-degree-guide/teaching-requirements.html), 2013/04/17.

Bureau of Labor Statistic (2013) *How to become a Postsecondary Teacher*.

<http://www.bls.gov/ooh/Education-Training-and-Library/Postsecondary-teachers.htm#tab-4>(2013/04/17).

Columbus State Community College (2012) 20120-2013 *Catalog*.

Columbus State Community College(2013) Accreditation. <http://www.csc.edu/about/acc/>.2013/10/11.

Ohio Board of Regents, University System of OHIO (2013). *Academic Program Approval.: Community
Colleges*. [https://www.ohiohighered.org/academic-program-approval/community-
college](https://www.ohiohighered.org/academic-program-approval/community-college), 2013/04/17.

Ohio State(2013) Education Code; Ohio Laws and Rules, Revised Codes. <http://codes.ohio.gov/orc/33>,
2013/10/11.

The Higher Learning Commission (2010) *Institutional Accreditation: An Overview*. Chicago.

<ドイツ語資料> (アルファベット順)

Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen. (2012) *Leitfaden zur Erstellung
eines Akkreditierungsantrag*.

Baden-Wurtemberg Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst (2009) Merkblatt über die
Voraussetzungen der staatlichen Anerkennung als Hochschule.

Hochschulrahmengesetz (2007) in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Januar 1999, (BGBl. IS.18), zuletzt
geändert durch Artikel 2 des Gesetzes vom 12. April 2007 (BGBl. IS. 506).

Hochschulrahmengesetz NRW (2007) *Gesetz über die Hochschulen des Landes Nordrhein-Westfalen in der
Fassung des Hochschulfreiheitsgesetzes vom 1. Januar 2007*.

Ministerium für Innovation, Wissenschaft, Forschung und Technologie des NRW (2008) *Leitfaden zur Gründung
privatlicher Univesrsitäten und Fachhochschulen (§72, Hochschulgesetz)* Ministerium für Innovation,
Wissenschaft, Forschung und Technologie des NRW. 2008)

<韓国語資料>(日本語表記による50音順)

韓国大学新聞(2012) 李長官 専門大学機関評価認証委員 90%が専門大学教授 2012年10月11日の記事.

教育法典編纂会(2013) 教育法典, 教学社.

教育部(2013) 教育統計便覧.

高等教育職業教育評価認証院(2013) 認証基準.

高等教育職業教育評価認証院(201) 認証手続と方法.

ソウル大学教育研究所(1995) 教育学用語辞典.

大学教育研究所(2012) 専門大学機関評価認証委員の問題.

羅承一他(2001) 専門大学教授の教授能力伸張プログラム開発研究, 専門大学教授-学習開発協議会.

Study on the Approval of Establishment and the Accreditation for Institutions of Higher Vocational Education

: Meaning of Cases in the USA, Germany and South Korea to the Construction of Japanese System

Moriki Terada (Nagoya University)

Myung-hun Lee (Chungnam National University)

Helmut Demes (University of Duisburg-Essen)

Jack Popovich (Columbus State Community College)

Abstract

This paper aims to analyze actual systems of the approval of establishment and the accreditation for institutions of higher vocational education institutions in the USA, Germany and South Korea from the view point of international comparison. There are some back grounds in the academic and political discussions concerning development of higher vocational education system in Japan.

Data sources are mainly formal information which were collected by authors in each country and acquired through discussions among us.

As some results of analyses, we can point out such as following issues.

1. Three countries have commonly the formal procedures for approval system of new institution of higher education.
2. Generally, each procedure proceeds from the stage of making up of application, hearing, the stage of the judgment, decision stage at parliament or legislation and the approval. After the approval or establishment of institutions, they periodically take procedures for accreditation.
3. There is also such a common tendency as jointing the establishment approval with the accreditation system.
4. Also, each country tends to approve and has approval system to only private institutions, as public institutions have already enrolled the formal roles.
5. There are such items concerning setting approval criteria as the need to be founded, the validity of setting, the level of facilities and equipment, the number of teachers (professors) and their qualification, owning property and running organization etc.
6. Most key point item is the teacher's qualification issue among these items. In this point, there is the big diversity among three countries. Generally, each country obligate teachers or professors to take over Mr. degree, but legislations claim them to have Dr. Degree in Germany and Korea. Also, German system is so tight to let them have job experiences for some years.

